法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 法科大学院における教育が、 司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実

務 に 関する教育 の 一部を担うものであり、 かつ、 法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び 相 互 の 協 力

の 下に将来 の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的 な能力 (各種 の 専門: 的 な法分野に

お ける高度 の能力を含む。 を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、 法科大

学 院 の教 育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)第三条の規 定 の 趣旨に

のっとり、 玉 の責務として、 裁判官及び検察官その他 の 般 職 の 国 家公務員が法科大学院に お しし て 教授、

助 |教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、 法科大

学院に お ける法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、 もって同条第一項に規定する法曹養

成 の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

(定義)

この法律において「法科大学院」とは、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第

|項に規定する専門職大学院であって、 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。

2 こ の法律において「 検察官等」とは、 検察官その他の国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第

二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用される職員、 常時勤務を要しない官職

を占める職員、 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号) 第二条

第三号に規定する特定独立行政法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。 をいう。

3 この法律において「任命権者」とは、 国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別

に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

(法科大学院設置者による派遣の要請)

法科大学院設置者(法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大

学を設置しようとする者をいう。以下同じ。) は、 当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必

要な法律に関する理論的かつ実践的な能力(各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。 を 涵 養

する という。 ため)として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、 の 教育を実効的に行うため、 裁判官又は検察官等を教授、 助教授その他の教員 裁判官については最高裁判所 (以下「教授等」

に対し、 検察官等については任命権者に対し、 その派遣を要請することができる。

2 前項 の 要請の手続は、 最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、 任命権者に対するものに

ついては人事院規則で定める。

(職務とともに教授等の業務を行うための派遣)

第四条 最 高 裁 判 所 ば 前条第一 項の要請があった場合において、 その要請に係る派遣の必要性、 派遣 に伴

う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、 裁判官の同意を得て、 当該法

いて教授等の業務を行うものとすることができる。

科大学院設置者との間

の取決めに基づき、

期間を定めて、

当該裁判官が職務とともに当該法科大学院にお

2 最 高裁 判所は、 前項 の同意を得るに当たっては、あらかじめ、 当該裁判官に同項の取決めの内容を明示

しなければならない。

3 任 命権 者は、 前条第 項の要請があった場合において、 その要請に係 る派遣の必要性、 派遣 に伴う事務

の支障そ の 他 の事 情を勘案して、 相当と認めるときは、これに応じ、 検察官等の同意 (検察官につい ては

検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号)第二十五条の俸給の減額に係る同意を含む。 以下同じ。) を

- 得て、 け る教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。 当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、 期間を定めて、 職務とともに当該法科大学院にお
- 4 該 派遣の 任命権者は、 期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。 前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当
- 5 等の業務 に るかを問わず、 第 ついては、 項又は第三項の取決めにおいては、 の内容、 教授等の業務に係る報酬等(報酬、 教授等 派遣 の業務 の期間、 の対償として受けるすべてのものをいう。 派遣の終了に関する事項その他第一 当該法科大学院における勤務 賃 金、 給料、 俸 給、 項又は第三項の規定による派 手当、賞与その他いかなる名称であ 以下同じ。)を含む。)及び教授 時間その他の勤務条件(検察官等 遣 の 実施
- 6 又は 最 検察官等の同 高裁判所又は任命権者は、 意を得なければならない。 第一項又は第三項の取決めの内容を変更しようとするときは、 この場合においては、 第二項又は第四項 の規定を準用する。 当該裁判官

規則で定める事項を定めるものとする。

に当たって合意しておくべきものとして裁判官については最高裁判所規則で、

検察官等については人事院

7

設置者からその期間 の延長を希望する旨の申出があり、 かつ、 特に必要があると認めるときは、 最高裁判

所又は任 命権者は、 当該裁判官又は検察官等の同意を得て、 当該派遣の日から引き続き五年を超えな 61 範

囲内で、これを延長することができる。

8 第一項又は第三項の規定により法科大学院におい て教授等の業務を行う裁判官又は検察官等は、 その派

遣 の)期間· 中 その 同意 に係る第一項又は第三項 の取決めに定められた内容に従って、 当該法科大学院にお

いて教授等の業務を行うものとする。

9 第三項 の規定により派遣された検察官等は、 その正規の 勤務時間 (一般職の職員 の勤 務時間、 休暇等に

関 する法律 (平成六年法律第三十三号)第十三条第 一項に規定する正規 の勤 務 時 蕳 をいう。 第七条第二項

に お いて同じ。) のうち当該法科大学院において教授等の業務を行うため必要であると任命権者が認める

時間においては、勤務しない。

10 第三項の規定による検察官等の教授等の業務への従事については、 国家公務員法第百四条の規定は、 適

用しない。

(派遣の終了)

第五条 前条第 項又は第三項 の規定による派遣 の期間が満了したときは、 当該教授等の業務は終了するも

のとする。

2 最 高裁 判所は、 前条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官が当該法科大学

院におけ る教授等の地位を失っ た場合その他の最 高 .裁判所規則で定める場合であって、 その教授等の 業務

を継続することができない か又は適当でない と認めるときは、 速やかに、 当該裁判官が当該教授等の 業務

を行うことを終了するものとしなければならない。

3 任命権者は、 前条第三項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失

つ た場合その他 の 人事 院規則で定める場合であって、 その教授等の業務を継続することができない か又は

適当でないと認めるときは、 速やかに、 当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

(派遣期間中の裁判官の報酬及び国庫納付金の納付)

第六条 第四条第 項の規 定により法科大学院に お 11 て教授等の業務を行う裁判官は、 そ の教授等の業務に

係 る報酬 等の支払を受け ないものとし、 教授等の業務を行ったことを理由として、 裁判官として受ける報

酬その他の給与について減額をされないものとする。

2 第四条第 項 の規定により裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った場合にお 11 ては、 当該法

科大学院設置者は、 その教授等の業務 の対償に相当するものとして政令で定める金額を、 国庫に納付しな

ければならない。

3 前 項 の規定による納付金の納付の手続については、 政令で定める。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条 任命権者は、 法科大学院設置者との間で第四条第三項の取決めをするに当たっては、 同項の規定に

ょ 1) 派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等につい て、 当該: 検

察官等が従事し て ١J る職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保

されるよう努めなければならない。

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において

教授等の業務を行うため勤 務 しない 場合には、 般職 の 職員の給与に関 する法律 (昭和 二十五年 法律第九

十五号) 第十五条の規定にかかわらず、 その勤 務し ないー 時間につき、 同法第十 九条に規定する 勤 務 時

間当たりの給与額を減額して支給する。 ただし、 当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が

実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、 当該検察官等には、 その 派遣

の 期間中、 当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等 の 額に照らして必要と認められる

範 囲内で、 その給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、 人事院規則 (第四条第三項の規定により派

遣 る場合にあっては、同法第三条第一 され た 検察官等が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号) 項に規定する準則)で定める。 の適用を受ける者であ

国家公務員共済組合法の特例)

第八条 第四条第一 項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等

に 関する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条及び第十四条において「国

共済法」という。 の規定の適用については、 当該法科大学院における教授等の業務を公務とみ なす。

2 第四条第三項の規定により派遣され た検察官等に関する国共済法の規定の適 用については、 国共済法第

一条第一 項第五号及び第六号中「とし、 その 他の職員」 とあるのは「並びにこれらに相当するものとして

次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、 その他の職員」 ۲ 国共済法第九十九条第二項

中「及び国又は公社の負担金」 とあるのは「、 法科大学院への裁判官及び検察官その他 の 般職 の 国 家公

務 員 の派 遣に関する法律第三条第一 項に規定する法科大学院設置者 (以下「法科大学院設置者」 とい

の 負担金及び国の負担金」と、 同項第一号から第四号までの規定中「国又は公社の負担金」とあるのは

法科大学院設置 者の負担金及び国の負担金」と、 同項第五号中「国又は公社の 負担金」 とあるのは 国

の 負担金」 Ļ 玉 共済法第百二条第一 項中「各省各庁 の長 (環境大臣を含む。)、 独立行政法人、 国立大

学法人等、 公社又は職員団体」 とあり、 及 び 国、 独立行政法人、国立大学法人等、 公社又は職員 4 体

とあるのは 「法科大学院設置者及び国」 ڔ 第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定によ

法人、 り読 み替 国立大学法人等、 えて適用する場合を含む。)」 公社又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。 とあるのは 第九十九条第二項」 Ļ 同条第四項中 独立 **行政**

3 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第

項 の規定により負担すべき金額その他必要な事 項は、 政令で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般

職 の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用につい ては、 当該法科大学院

に お ける教授等の業務 (当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 第

七条第二項に規定する通勤を含む。) を公務とみなす。

(国家公務員退職手当法の特例)

第十条 第四条第三項 の規定による派 遣 の期間中又はその期間の満了後に当該検察官等が退職した場合にお

ける国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)の規定の適用については、 当該法科大学院

に おける教授等の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、 第五条第一項及び第七条第四項

に 規定す る公務 上の傷 病又は死亡と、 当該教授等の業務に係 る労働者災害補償保険法第七条第一 二項に 規定

する通勤 による傷 病は 国 「家公務員退職手当法第四条第二項、 第五条第二項及び第七条第四項に規定する通

勤による傷病とみなす。

専ら教授等の業務を行うための派遣)

条 任命権 道者は、 第三条第 項 の要請があっ た場合において、 その要請に係る派遣の必要性、 派 遣 に

伴う事務の支障その他の事情を勘案して、 相当と認めるときは、 これに応じ、 検察官等の同意を得て、 当

該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、 期間を定めて、 専ら当該法科大学院における教授等の業務

を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

2 任 命権者は、 前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、 当該検察官等に同項の取決めの内容及び当

該 派 遣 の 期間中に おける給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第 項 の)取決め にお しし ては、 当該法科大学院にお け る勤 務時 間 教授等の業務に係る報酬等その 他 の勤

実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。 務条件及び教授等の業務の内容、 派遣の期間、 職務 八の復帰に関する事項その他同項の規定による派遣

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、 第一 項 の規定による派遣につい て準用 がする。 つる。

5 第 項 の規定により派遣された検察官等は、 その派遣の期間中、 検察官等としての身分を保有するが、

職務に従事しない。

(職務への復帰)

第十二条 前条第 項の規定により派遣された検察官等は、 その派遣の期間が満了したときは、 職務に復帰

するものとする。

の

2 任命権者は、 前条第 項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失

つ た場合その他の人事院規則で定める場合であって、 その派遣を継続することができないか又は適当でな

61 と認めるときは、 速やかに、 当該検察官等を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

任命権者は、 法科大学院設置者との間で第十一条第一項の取決めをするに当たっては、 同項 の規

定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、 当

該 検察官等がその派遣前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務 の内容に応じ

た相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、 その派遣の期間中、 給与を支給しない。 ただし

当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要

があると認められるときは、 当該検察官等には、 その派 遣 の期間中、 当該法科大学院設置者から受ける教

授等 の業務に係 る報酬等の額に照らして必要と認められ る範囲内で、 俸給、 扶養手当、 調整手当、 研究員

調 整手当、 住居手当、 期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3

前項ただし書 の規定による給与の支給に関し必要な事項は、 人事院規則 (第十一条第 項 の規定に より

派 遣され た検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合にあっては、 同法第三条

第一項に規定する準則)で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 国共済法第四十一条第二項 の規定及び国共済法 の短期給付に関する規定 (国共済法第六十八条 の

二第一項ただし書及び第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。) は、 第 十 一 条 第 項 ഗ

規定により法科大学院を置く私立大学 (学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をい 、 う。

に 1派遣 され た検察官等 (以下「私立大学派遣検察官等」 という。)には、 適用 しな ι'n この場 合に お 61

て 国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員 (国共済法第二条第一項第一号に規定する職員

をいう。 以下この項において同じ。) が私立大学派遣検察官等となったときは、 国共済法の短期給付に関

する規定 の適用 だっい ては、 そのなった日の前日に退職 (国共済法第二条第一 項第四号に規定する退 職 を

いう。 を L たものとみなし、 私 立大学派遣検察官等が国共済法 の短期が 給付に関 する規定 の 適 用 を受ける る

職員となったときは、 国共済法の短期給付に関する規定の適用については、 そのなった日に職員となった

2 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、 当該法科大学院に

おける教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学派遣検察官等は、 国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 私立大学派 遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、 国共済法第二条第 一項第五号及び第

六号中「とし、 その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組

合の運営規則で定めるものとし、 その他の職員」と、 国共済法第九十九条第二項中「次の各号」 とあ るの

は 次の各号 (第一号、 第一号の二及び第四号を除く。)」と、 _ 及び国又は公社の負担 金 とあ る のは

定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職 の 国家公務員の派遣に関する法律第三条第一 Ļ 同 項に規 項第二

号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「法科大学院設置者 の負担金及び国の負担金」 同

項第五号中 「国又は公社の負担金」 とあるのは 国 の負担金」 ۲ 国共済法第百二条第 二項中 「各省各庁

の 長 (環境大臣を含む。)、独立行政法人、 国立大学法人等、 公社又は職員団体」 とあり、 及び「国、 独

立行政法人、 国立大学法人等、 公社又は職員団体」 とあるのは 「法科大学院設置者及び国」 ۲ 第九十

九条第二項 (同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。) 」 とあるの は

第九十九条第二項」と、 同条第四項中「、 独立行政法人、国立大学法人等、公社又は職員団体」 とあるの

は「又は法科大学院設置者」とする。

5 前 項の場合に お いて法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第

|項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、 政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の特例)

第十五条 第十一条第一 項の規定により法科大学院を置く公立大学 (学校教育法第二条第二項に規定する公

立学校である大学をいう。 第十八条及び第十九条第一項において同じ。) に派遣された検察官等のうち第

十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法 (昭和三十七

年法律第百五十二号)の規定の適用については、 同法第四章及び第六章中「給料」 とある のは 組 合 の運

営規 則で定める仮定給料」と、 期末手当等」とあるのは 組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と

同 法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」 とあるのは「、 地方公共団体」と、

第二項 当」と、 当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手 لح の負担金」 ある (同条第五 同法第百十六条第一項中「 のは「及び国の負担金」と、 とあるのは 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 「の負担金及び国の負担金」 の機関又は職員団体」 同法第百十五条第二項中「 ڔ とあるのは「及び国の機関」 同項第一号から第四号までの規定中「の負担金 相当する手当」 _ とあるのは「第百十三条第二項 とあるのは Ļ 第百十三条 相当する手

Ļ 公共団体」 「 又 は とある 職員団体」とあるのは「及び国」と、同法第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方 のは _ 地方公共団体及び国」とする。

2 百十三条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、 前 項 の場合に お 11 て地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第 政令で定める。

私立学校教職員共済法の特例)

第十六条 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)の長期給付に関する規定は、 私立大

学派遣検察官等には、適用しない。

2

私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立

も 学校教職員共済法 遣検察官等に対する国の給与」という。)を含む。)」と、 ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの(次条において「私立大学派 の (法科大学院 の規定の適用については、 への裁判官及び検察官その他 同法第二十一条第一項中「準ずるもの」 の 一 般職 の 国家公務員の 同法第二十二条第二項及び第七項中「給与の 派遣に関する法律第十三条第二項 とあるのは 準ずる

総 額」 とあるのは 「 給与 (当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の 給与を含む。 の 総 額

۲ 同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等

第 及び国」 項から第三項 بح 同条第三項中「当該学校法人等」 までの規定中「学校法人等」 とあるのは「当該学校法人等及び国」と、 とあるのは 学校法人等及び国」 とする 同法第二十九条

3 前 項の場合において学校法人等及び国が同項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十

八条第一項の規定により負担すべき掛金の額その他必要な事項は、 政令で定める。

(児童手当法の特例)

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) の規定の適用につい

ては、 当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十八条 第九条の規定は、 第十一条第 一項の規定により派遣された検察官等について準用する。 この場合

に おいて、 当該検察官等が法科大学院を置く公立大学に派遣されたものであるときは、 第九条中「 労 働 者

災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」 とあるのは、 地方公務員災害補 償法 (昭

和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項」とする。

国家公務員退職手当法の特例)

第十九条 第十条の規定は、 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等について準用する。 この場合

災害補 に お 11 償保険法第七条第二項」とあるのは、 当該 検察官等が法科大学院を置く公立大学に派遣され 地方公務員災害補償法第二条第二項」とする。 たものであるときは、 第十条中 労働者

2 国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、 第十一条第一項の規定による派遣の期間については、 適

用しない。

3 前 頃の 規定は、 第 十 一 条 第 項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院設置者から所得税法

昭和四十年法律第三十三号) 第三十条第一項に規定する退職手当等 (同法第三十一条の規定に より退職

手当等とみなされるものを含む。 の支払を受けた場合には、 適 用 L な ίĮ

4 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等がその派遣 の)期間中. に 退職した場合に支給する国家公

務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、 部内の他の職員との 権 衡

上必要があると認められるときは、 次条第一 項 の規定の例により、 その 額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 第十一条第一 項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合におけるその者の職務 の

級、 俸給月額及び昇給期間については、 部内の他 の 職員との権衡上必要と認められる範囲内にお ١J て 人

事 院 規則 の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

2 前 頃に定めるもののほか、 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合にお

け る任用、 給与等に関する処遇については、 部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮

が加えられなければならない。

(社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任)

この法律に定めるもののほか、 検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うも

のとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関す

る社会保険関係 法 (国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法、 私立学校教職員共済法及び 健 康保

険法 (大正十一年法律第七十号)をいう。 の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他

必要な事項は、政令で定める。

(最高裁判所規則及び人事院規則への委任)

この法律に定めるもののほか、法科大学院において裁判官が教授等の業務を行うための派遣に

関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 この法律に定めるも の のほか、 法科大学院において検察官等が教授等の業務を行うための派遣に関し必

要な事項は、人事院規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、 平成十六年四月一日から施行する。 ただし、 第三条、 次項及び附則第三項の規定は、 平 成

十五年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 最 高 裁 判所又は任命 権者は、 この法律の施行の日前に第三条第一 項の要請があった場合においては、 こ

の法律の施 行の日前においても、 当該法科大学院設置者との間で第四条第一項若しくは第三項又は第十一

条第一項 の取決めをし、 裁判官又は検察官等からこれらの規定 の 同意を得、 その 他当該法科大学院に お 61

て 裁 判官又は検察官等が教授等 の業務が を行うため Ó 派 遣に必要な準備行為をすることができる。

3 こ の法律の施行の日前においては、 国立大学法人法 (平成十五年法律第 号) 第二条第二項に規定

する国立大学に置 かれっ る法科大学院に係る第三条第一 項の 要請は、 同法 附則第二条第一 項の 規 定によ IJ 指

名され・ た当該国立大学を設置する国立大学法人の学長となるべき者がするものとする。 この 場 合に お L١ て

前 項 の 規定の 適 用につい ては、 同項中「当該法科大学院設置者」とあるのは、 _ 当該国立大学法人の学

長となるべき者」とする。

4 前 項後 段の規定により読み替えて適用される附則第二項 、 の 規 定により 最 高裁判所又は任命権者と当該国

立大学法人の学長となるべき者との間でされた取決めは、 こ ō 法律の施行の日以 後は、 最 高 裁 判 所又は任

命権者と当該国立大学法人との間でされた第四条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の取決めとし

ての効力を有するものとする。

健 康増 進法による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の日が健康増進法 (平成十四年法律第百三号) 附則第十条の規定の施行の日前である場

合には、 同条の規定の施行の日の前日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、 同項中

第九十八条第一 項各号」とあるのは、 7 第九十八条各号」とする。

(法務省設置法の一部改正)

6

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加 える。

三十九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職 の 国家公務 員 の派遣に関する法律(平成十五

年法律第 号) の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に

係る協力に関すること。

理 由

法科大学院に お け る教 育が、 司法修習生の修習との有機的 連 携 の下に法曹としての実務に関する教育 の —

部を担うものであり、 かつ、 法曹 の養成に関係する機関 の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹とし

ての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力 ? (各種) の専門的な法分野におけ る 高 度 の 能力を含む。

を 備 え た多 数 の 法 曹 の 養 成 を実 現すべきものであることに か hが み、 玉 の 責務と. して、 裁判官及び 検 察官

そ の他 の 般職 の 玉 家公務員が法科大学院におい て教授、 助教授その他の教員としての業務を行うための派

これが、

この法律案を提出する理由である。

遣に関し必要な事項について定める必要がある。